

沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区

# 素形材産業振興施設 入居募集案内



令和元年10月

沖縄県

# 1 施設概要

## (1) 位置

沖縄県うるま市勝連南風原5192-30  
(国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区)

## (2) 面積等

- ① 敷地面積 …… 7,000㎡(1号棟) + 5,150㎡(2号棟、3号棟)
- ② 建築面積 …… 1号棟 2,000㎡(延べ床面積2,700㎡)  
2号棟 1,383㎡(延べ床面積 1,477㎡)  
3号棟 1,321㎡(延べ床面積 1,484㎡)
- ③ 施設部分 (1区画当たり)

| 棟番号 | 区画番号          | 延べ床面積 | 施設部分        |      | 年額使用料<br>(月額)         |
|-----|---------------|-------|-------------|------|-----------------------|
|     |               |       | 作業スペース      | 事務所等 |                       |
| 1号  | 1, 2, 3, 4, 5 | 400㎡  | 200㎡ + 150㎡ | 50㎡  | 312万円<br>(260,000円)   |
| 2号  | 1, 2, 3, 4    | 200㎡  | 130㎡        | 70㎡  | 156万円<br>(130,000円)   |
| 3号  | 1, 2, 3, 4    | 375㎡  | 260㎡        | 115㎡ | 292.5万円<br>(243,750円) |

(3) 建物構造 …… 鉄骨造・長屋建て (2階)

(4) 建物仕様 (1区画当たり)

|          | 施設   |
|----------|--|
| 天井高      | 大梁下高さ<br>1号棟：8.30 m ~ 9.30 m<br>2号棟：6.26 m ~ 7.15 m<br>3号棟：6.16 m ~ 7.15 m |
| 許容床荷重    | 1号棟：【1階】1 t / ㎡    【2階】500kg / ㎡<br>2, 3号棟：【1階】(作業場) 1.5 t / ㎡             |
| 床仕上      | 1号棟：コンクリート土間<br>2, 3号棟：表面強化材仕上 (構造スラブ)                                     |
| ホイス ト 設置 | 1号棟：設置可能 (入居者対応、5 t まで)<br>2号棟：設置不可<br>3号棟：設置可能 (入居者対応、2.8 t まで)           |

建物仕様（つづき）

|              | 施 設   |
|--------------|---|
| 重量シャッター（電動式） | 1号棟：2箇所（高さ 4.0 m 幅 3.95 m）<br>2号棟：1箇所（高さ 4.15 m 幅 4.0 m）<br>3号棟：1箇所（高さ 3.5 m 幅 4.0 m）                   |
| 冷 房 設 備      | 事務室のみ設置   |
| ト イ レ ・ 流 し  | 1号棟：（1階）トイレ2箇所、流し台1台<br>2, 3号棟：<br>（1階）トイレ3箇所（男子・女子・多機能）<br>（2階）流し台1台                                   |
| 電 気 設 備      | 照明器具（作業場：Hfランプ）、コンセント<br><br>排気ファン、重量シャッター、事務所内空調機対応の動力盤（排気ファン制御盤）<br><br>手元開閉器盤設置（3相200V、1区画最大50kVAまで） |
| 電 話          | 配管設置（電話・光ケーブル用）あり。1号棟の電話については5回線まで対応可能（引き込みは入居者で対応）   |

（5）開放機器

|   | 機器名          | 型式          | メーカー                | 使用料      |
|---|--------------|-------------|---------------------|----------|
| 1 | CAD/CAM      |             | NTTデータエンジニアリングシステムズ | —        |
| 2 | 立型高速マシニングセンタ | HS650       | (株)ソディック            | 3,010円/h |
| 3 | 形彫り放電加工機     | AG75L       | (株)ソディック            | 2,760円/h |
| 4 | 5軸制御マシニングセンタ | V55-5XA     | (株)牧野フライス製作所        | 4,960円/h |
| 5 | 射出成型装置       | SI 550 IV   | 東洋機械金属(株)           | 4,650円/h |
| 6 | 立型高速マシニングセンタ | HS650L      | (株)ソディック            | 3,010円/h |
| 7 | 5軸加工機        | MSX410i-F40 | 日新加工機               | 4,960円/h |

|    |                        |                                      |                         |          |
|----|------------------------|--------------------------------------|-------------------------|----------|
| 8  | 真空熱処理炉                 | MF-300-PC                            | 中日本炉工業                  | 4,900円/h |
| 9  | 3次元測定機                 | SVA FUSION7/5/5                      | 東京精密                    | 3,080円/h |
| 10 | 複合加工機                  | MULTUS B300 II                       | オークマ                    | 3,990円/h |
| 11 | ダイカストマシン               | MP220                                | ソディックプラスチック             | 4,710円/h |
| 12 | シャシダ <sup>®</sup> 付モータ | CI2M                                 | SDS                     | 1,820円/h |
| 13 | 回生型充放電装置               | YRD-500-100KIX-1R5<br>YRD-60-10KIX-1 | ヤマビシ                    | 2,360円/h |
| 14 | 高精度GPS速度距離計測装置         | VGVS-SP5Ci                           | バイオスシステム                | 720円/h   |
| 15 | 恒温恒湿槽                  | BCH-D5P-150                          | 日測エンジニアリング <sup>®</sup> | 830円/h   |
| 16 | 整備用リフト                 | イーゲルリフトII Z・E<br>GY-25LZ             | バンザイ                    | 470円/h   |

※ 1～5の機器は素形材産業振興施設1号棟金型技術研究センター内に設置。  
6～16の機器は2号棟共用スペースに設置。

## 2 入居申込者の資格

素形材産業振興施設の使用の許可をうけるもの（以下「使用者」という。）は、次に定める要件をすべて満たす者となっています。

- (1) 青色申告書を提出する法人。
- (2) 素形材産業または素形材産業に関連する事業を営む者。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者。

## 3 入居申込方法

### (1) 申込方法

入居の申込は、入居申込者本人又はその代理人が、入居申込書（第1号様式）に  
関係資料を添えて、沖縄県商工労働部ものづくり振興課又は各県外事務所に持参し  
て下さい。

### (2) 申込受付

申込の受付は、下記の期間及び時間内に行います。

- ・受付期間 随時（※土日、祝祭日、12月29日から1月3日の期間を除く。）
- ・受付時間 8時30分～17時15分まで
- ・申込先 ◇沖縄県商工労働部ものづくり振興課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階（北側）

Tel098-866-2337 FAX098-866-2447

◇沖縄県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階  
TEL03-5212-9087 FAX03-5212-9086

◇沖縄県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100  
大阪駅前第3ビル21階南側  
TEL06-6442-3687 FAX06-6346-1784

◇沖縄県名古屋情報センター

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階  
TEL052-263-3618 FAX052-263-3619

#### 4 審査・内定

一般公募により入居申込を受付、「沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内素形材産業振興施設入居企業選考委員会」において、資格要件、事業計画、資金計画等の審査を行って、入居企業を選考し、知事が内定をします。選考の結果は、内定通知書（第2号様式）により通知します。

#### 5 使用許可申請

##### (1) 使用許可申請書の提出

入居内定の通知を受けた入居申込者は、当該通知書に指定する期日までに「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可申請書」（第2号様式）を提出していただきます。

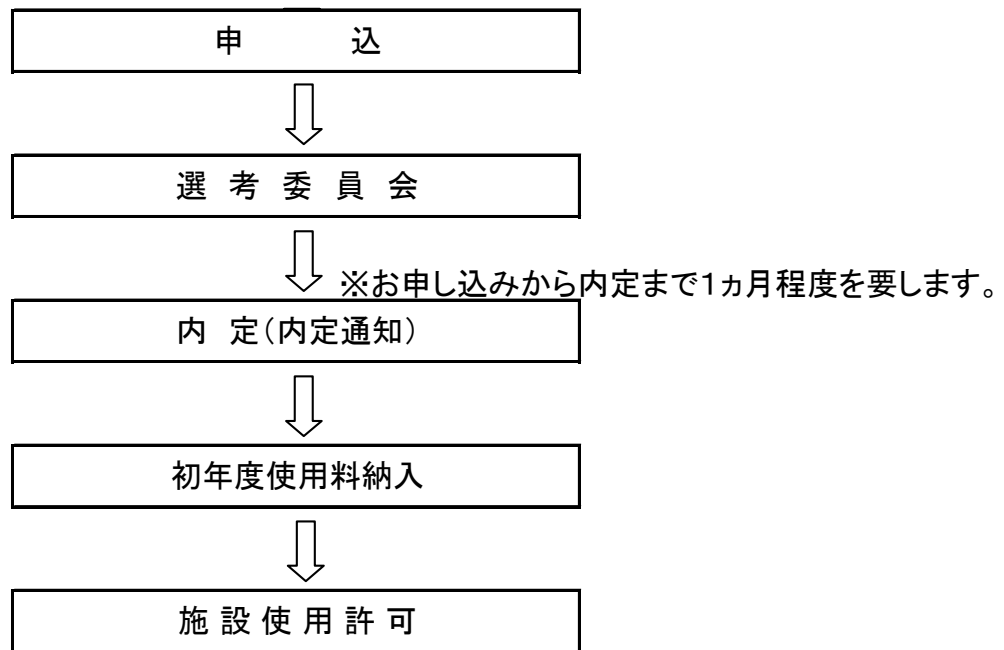
##### (2) 内定取消

入居内定者が、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しないとき、又は入居申請書の事業計画に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不相当であると認められるときは内定が取り消されることもあります。

##### (3) 使用期間

施設の使用許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲内において更新することができます。

(4) 申込から入居までの流れ



## 6 入居条件

(1) 使用料の支払方法

使用料は、使用許可を受ける期間につき**前納**していただきます。

(2) 連帯保証

使用期間中に生ずる県に対する債務について、申請法人の代表者もしくはこれに代わる相応の保証が得られる者(法人)を含む**1名以上の連帯保証人を立てていただきます。**

(3) 施設利用の制限

ア 使用者は、その使用する施設に工作物、その他の設備を設置、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ工作物等設置・施設原状変更承認申請書により知事の承認を受けていただきます。

イ 本施設の敷地部分については、原則として、次の用途に限り使用することができます。

- a 役職員用の駐車（来客用を含む）
- b 荷物搬入、搬出のための車輛の出入り

(5) 権利譲渡等の制限

使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできません。

(6) 防火対象物使用開始届出及び消防用設備等の設置届出、消防設備法定点検

入居する際にうるま市消防本部へ防火対象物使用開始届出書を提出して下さい。また、新たに自動火災報知設備及び屋内消火栓等を設置した際は、うるま市消防本部へ消防設備等設置届出を提出して下さい。

入居中は、消防法に定める消防設備点検を委託業者により実施しますので、立ち入り等のご協力をお願いします。

(7) 施設の維持管理・修繕等

使用者は、建物点検、清掃等維持施設管理メニューに従い、維持管理を行って下さい。

使用者の日常使用により発生する消耗品等の修繕、並びに本人の責めに帰すべき事由により発生する本施設の汚損、損傷、又は滅失した部分の修繕については、自己負担により行っていただきます。

(8) 環境保全

賃貸工場において操業を行うにあたり、当該地域のより良い環境の創造とその保全を図り、県が実施する環境保全等の施策に積極的に協力していただきます。

(9) 公害の防止

公害の防止を図るため、必要な措置を講じていただくとともに、地元市長が必要と認めるときは、公害防止協定を締結していただきます。

(10) 立入り等

管理者が、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り必要な指示を行う場合があります。

(11) 事業報告書等の提出

毎事業年度経過後4月以内に貸借対照表、損益計算書等を提出していただきます。

(12) 許可の取消

次の各事由に該当するときは、施設の使用許可を取消、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命じることがあります。

ア 条例若しくは規則、又はこれらに基づく指示に違反したとき。

イ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

ウ 許可に付した条件に違反したとき。

エ 公益を害するおそれがあると認められるとき。

オ 施設を汚損し、損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

カ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

キ 施設の管理上支障があると認められるとき。

(13) 原状回復

使用者は、施設の使用を終わったとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者の負担において施設を原状に回復していただきます。

## 7 各種申請手続き

各種申請手続及び許認可申請等については、所轄部署へ確認、お問い合わせ下さい。

(1) 上 水

上水の供給を受ける場合は、うるま市水道部営業課 (TEL : 098-975-2001, 2202)

へ「水道使用開始届」を提出して下さい。

(2) 工業用水

工業用水の供給を受ける場合は、県企業局配水管理課（TEL：098-866-2810）と協議して下さい。

(3) 汚 水

公共下水道に接続する場合は、うるま市建設部下水道課（TEL：098-978-4061）と協議して下さい。（賃貸工場の排水は、公共下水道本管に接続されています。）

なお、雑排水及び工場排水は、入居者で規制基準値までの処理を行ったうえで、公共下水道に排出して下さい。

(4) 廃棄物

工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物については、可能な限り排出抑制及びリサイクルに努め、処理については専門の処理業者へ委託するなど入居者の責任において処理して下さい。

(5) 電 力

電力は県が建物毎にまとめて沖縄電力と契約し、毎月の電気料金を使用量に応じて、県に支払うこととなります。

(6) 電 話

電話を使用（引き込み等）する際は、NTT西日本沖縄支店（TEL：局番なし116）と個別に協議して下さい。

(7) 建築基準法

工場内部の原状を変更する場合、その変更内容によっては建築確認を受ける必要がありますので、うるま市建築工事課（TEL：098-978-3619）と協議して下さい。また、建築確認を受けた際は確認済証の写し、完了検査を受けた際は検査済証の写しをものづくり振興課へ提出して下さい。

(8) 環境保全関係法令

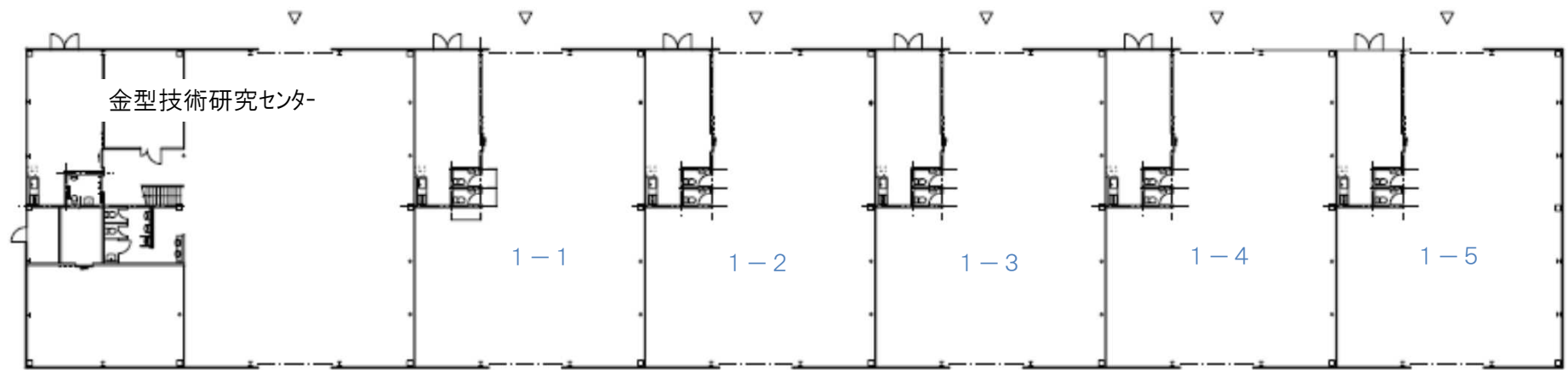
| 対象事項         | 法律・条例  | 規制の内容   | 届け出先                        |
|--------------|--|---|-----------------------------|
| 工場           | 県生活環境保全条例第2条、第7条、第8条、第19条、第24条、第25条                          | 県生活環境保全条例第2条、第7条、第24条に規定する工場、事業場の設置の届け出   | 中部福祉保健所<br>TEL:098-938-9787 |
| 施設<br>(大気関係) | 大気汚染防止法第6条、第18条、第18条の6<br>-----<br>県生活環境保全条例第2条、第7条、第8条、第19条 | 届出<br>大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設<br>-----<br>工場又は事業場（県生活環境保全条例第2条、第7条に規定する施設）の届出 | 中部福祉保健所<br>TEL:098-938-9787 |
| 施設<br>(水質関係) | 水質汚濁防止法第5条<br>県生活環境保全条例第2条、第24条、第25条                         | 特定施設（水質汚濁防止法施行令に規定する別表第1の施設、県生活環境保全条例第2条、第24条に規定する施設）の届出                                      | 中部福祉保健所<br>TEL：098-938-9787 |



|                       |                        |   |   |
|-----------------------|------------------------|---|---|
| 施設<br>(騒音関係)          | 騒音規制法第6条、第14条          | 特定施設、特定建設作業の実施の届出<br>(騒音規制法施行令別表第1、別表第2に<br>規定する施設及び作業) | 法に規定する施設<br>うるま市環境課<br>TEL:098-973-5594 |
| 施設<br>(振動関係)          | 騒音規制法第6条、第14条          | 特定施設、特定建設作業の実施の届出<br>(振動規制法施行令別表第1、別表第2に<br>規定する施設及び作業) | 法に規定する施設<br>うるま市環境課<br>TEL:098-973-5594 |
| 施設<br>(悪臭関係)          | 悪臭防止法に基づく規制            | うるま市にお問い合わせ下さい。   | 法に規定する施設<br>うるま市環境課<br>TEL:098-973-5594 |
| 施設<br>(ダイオキシン類<br>関係) | ダイオキシン類対策特別<br>措置法第12条 | 特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法施<br>行令第1条に規定する別表第1及び別表第2の施<br>設)の届出 | 中部福祉保健所<br>TEL:098-938-9787             |

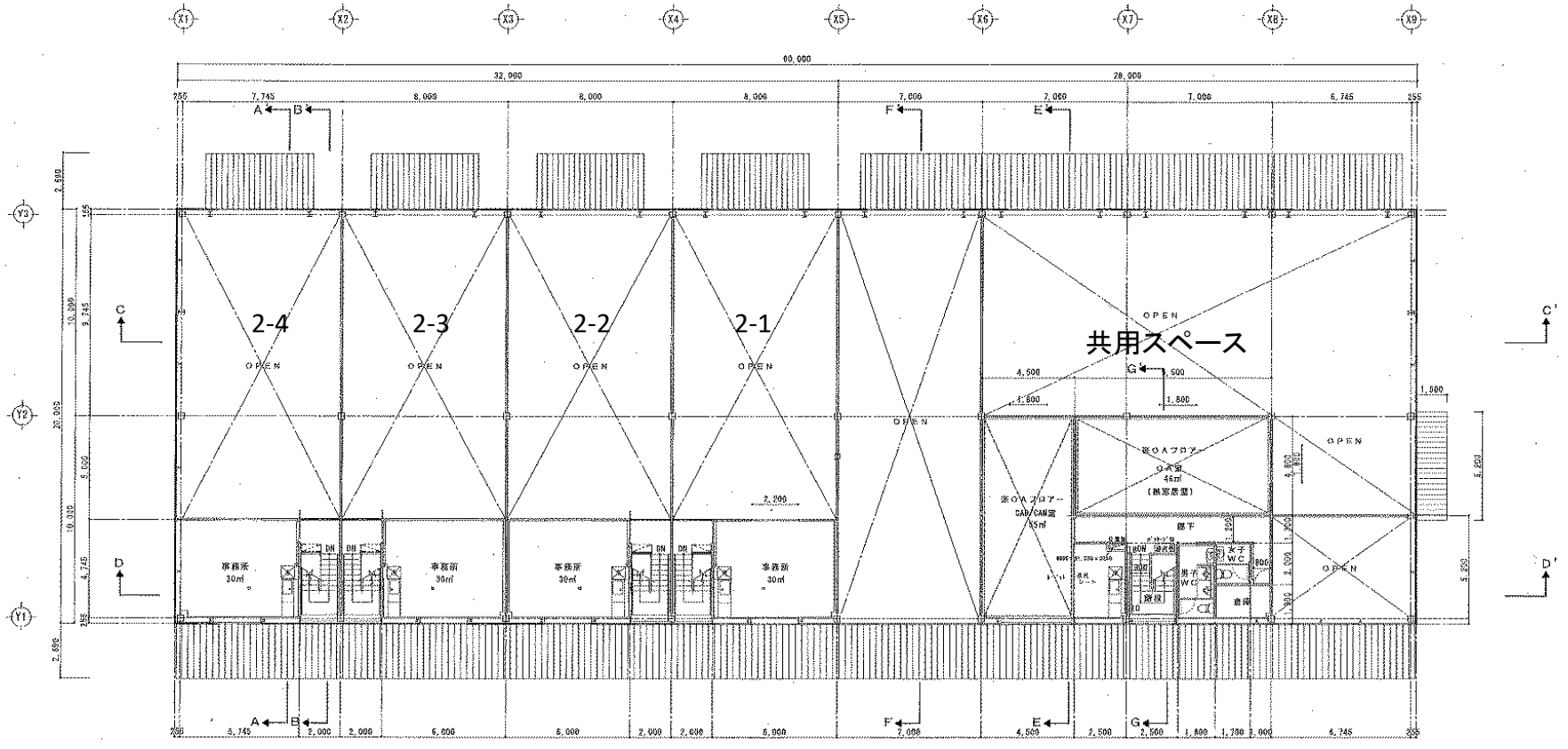
(注) 詳しいことは、直接、県環境政策課 (TEL098-866-2183) 又は環境保全課 (TEL098-866-2236) へお問い合わせください。

素形材産業振興施設 1号棟



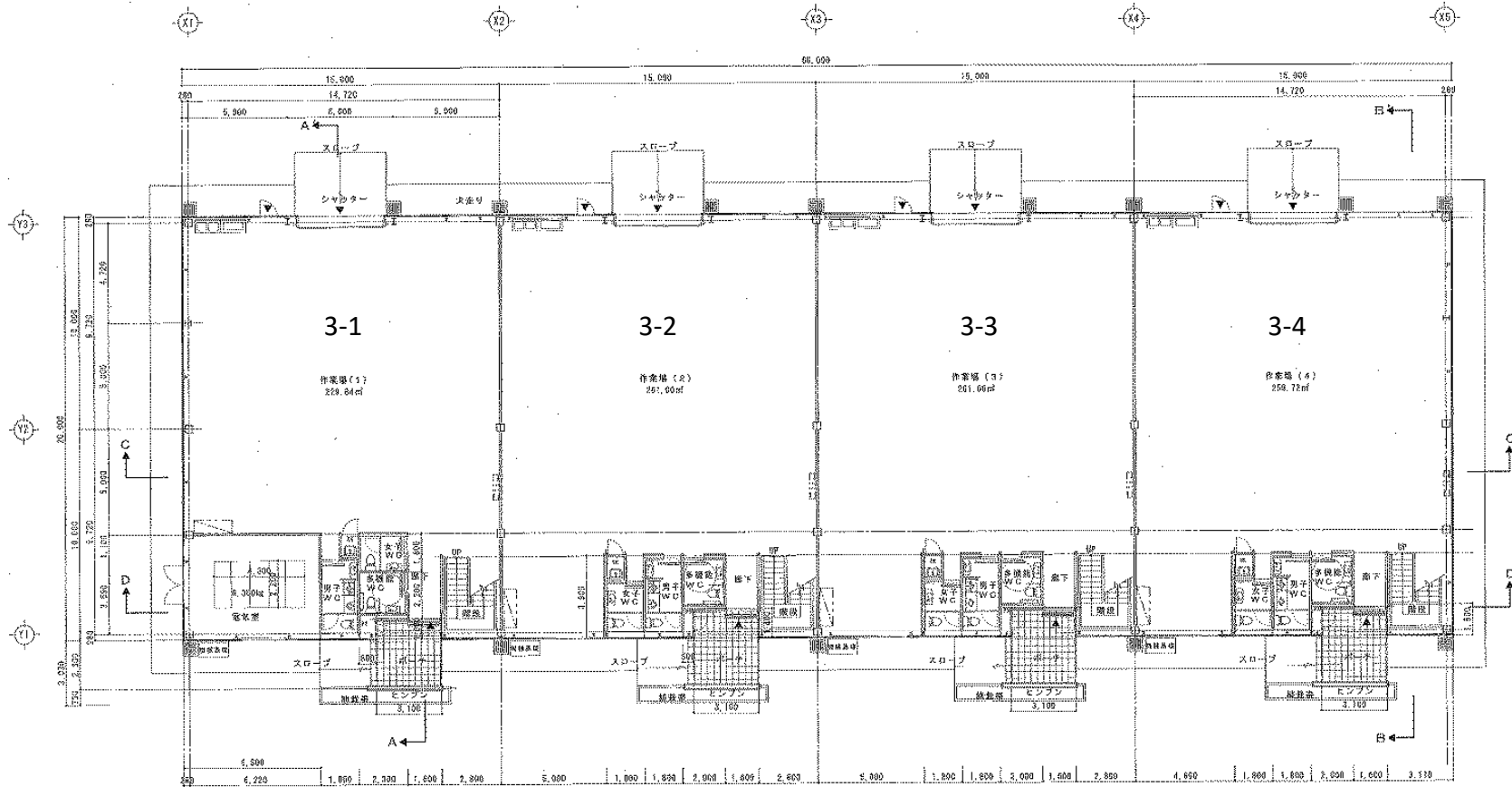


# 素形材産業振興施設 2号棟 2階



|         |                      |         |                      |
|---------|----------------------|---------|----------------------|
| 工事名称    | 素形材産業振興施設等建設工事(建築)工事 | 工事単位    | 2階 2号棟               |
| 工務事務所   | 株式会社 建築              | 設計事務所   | 有限会社 建築              |
| 設計者     | 久野 隆夫                | 施主      | 素形材産業振興施設            |
| 設計規模    | 2号棟 2階 面積 2192.28    | 施主住所    | 〒464-1120 愛知県名古屋市中区栄 |
| 設計者住所   | 〒464-1120 愛知県名古屋市中区栄 | 設計者電話番号 | 052-233-1111         |
| 設計者FAX  | 052-233-1112         | 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        |
| 設計者Web  | http://www.ken.co.jp | 設計者HP   | http://www.ken.co.jp |
| 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        | 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        |
| 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        | 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        |
| 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        | 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        |
| 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        | 設計者Eメール | ken@ken.co.jp        |

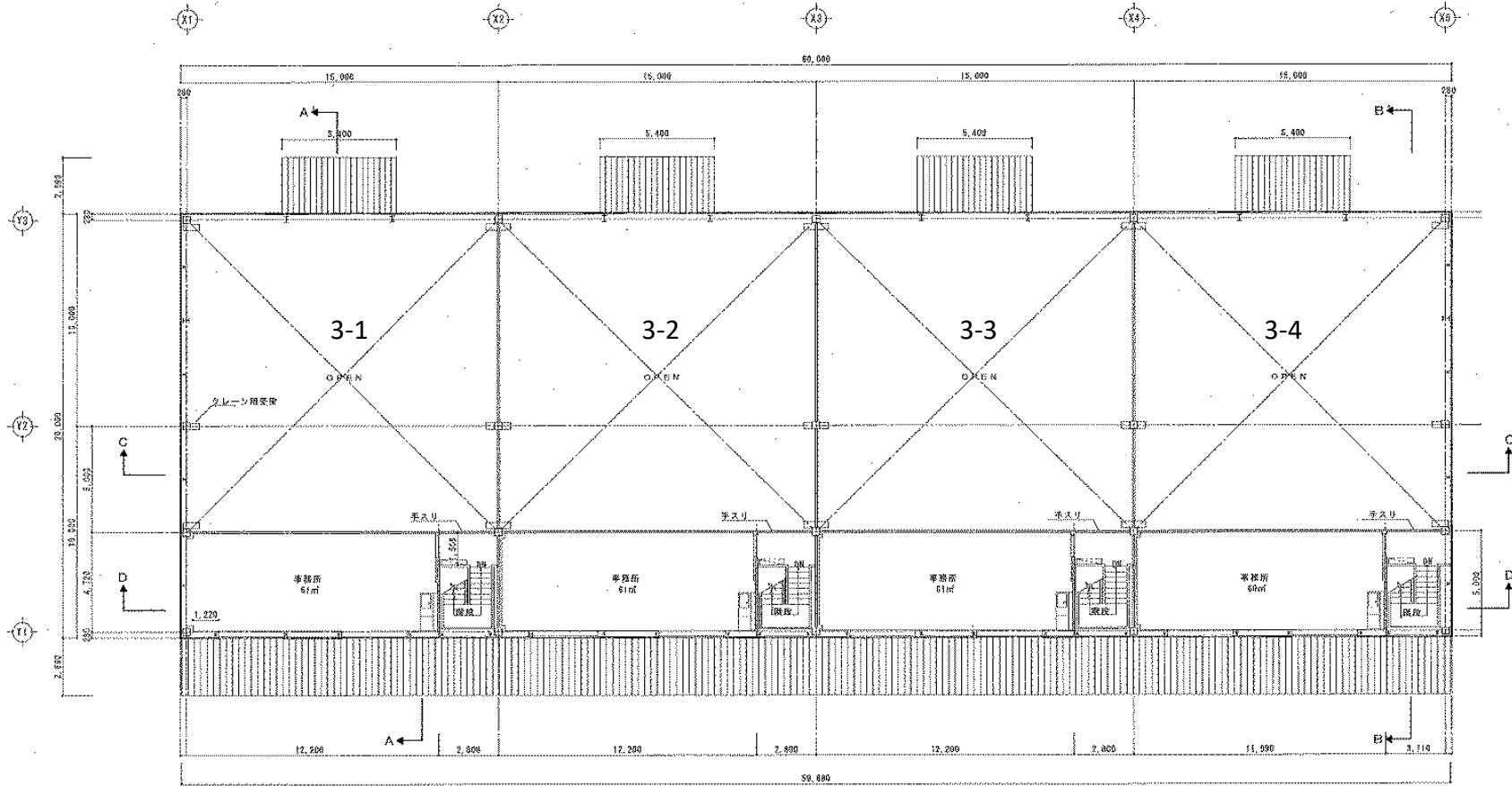
# 素形材産業振興施設 3号棟 1階



|      |                                       |      |         |
|------|---------------------------------------|------|---------|
| 工事名称 | 素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)                   | 工事種別 | 完成ビル建設  |
| 設計者  | 株式会社 建築設計事務所                          | 設計者  | 1階平面図   |
| 図面名称 | 1階平面図                                 | 図面番号 | 101/100 |
| 縮尺   | 1/200                                 | 縮尺   | 1/200   |
| 製図者  | 〇〇                                    | 製図者  | 〇〇      |
| 検印   |                                       | 検印   |         |
| 備考   | 1. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 2. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 3. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 4. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 5. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 6. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 7. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 8. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 9. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。  |      |         |
|      | 10. 本図は、素形材産業振興施設建設工事(第1号棟)の1階平面図を示す。 |      |         |



# 素形材産業振興施設 3号棟 2階



|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 工務名  | 有限会社 建設事務所  | 工務名  | 平成 2 5 年度 |
| 工務番号 | 建設事務所 建設事務所 | 工務番号 | 建設事務所     |
| 設計名  | 建設事務所 建設事務所 | 設計名  | 建設事務所     |
| 設計番号 | 建設事務所 建設事務所 | 設計番号 | 建設事務所     |
| 設計名  | 建設事務所 建設事務所 | 設計名  | 建設事務所     |
| 設計番号 | 建設事務所 建設事務所 | 設計番号 | 建設事務所     |
| 設計名  | 建設事務所 建設事務所 | 設計名  | 建設事務所     |
| 設計番号 | 建設事務所 建設事務所 | 設計番号 | 建設事務所     |